

X i サービス ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>附則（平成 28 年 7 月 6 日経企第 527 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成 28 年 7 月 14 日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （海外 1 d a y パケキャンペーン）</p> <p>3 この附則実施の日から平成 28 年 9 月 30 日までの間において、X i 契約者が海外 1 d a y パケに係る利用開始認証（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はその X i について、その利用開始認証に係る海外 1 d a y パケ選択期間（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.及び Far EasTone Telecommunications Co., Ltd に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 のウの規定を適用しません。</p>	

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>附則（平成 28 年 7 月 6 日経企第 527 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成 28 年 7 月 14 日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （海外 1 d a y パケキャンペーン）</p> <p>3 この附則実施の日から平成 28 年 9 月 30 日までの間において、F O M A 契約者が海外 1 d a y パケに係る利用開始認証（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はその F O M A について、その利用開始認証に係る海外 1 d a y パケ選択期間（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.及び Far EasTone Telecommunications Co., Ltd に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 のイの規定を適用しません。</p>	